

# 家庭用省エネ機器導入支援事業業務委託

## 企画提案公募公告・募集要項

次のとおり企画提案を募集します。

令和5年1月5日

山梨県知事 長崎 幸太郎

### 1 目的

本業務は、省エネルギー機器の導入を支援することにより、光熱費の高騰に直面する家庭のエネルギーコストの削減を図ることを目的とする。

### 2 委託業務の名称

家庭用省エネ機器導入支援事業

### 3 委託業務の内容等

別紙「仕様書」のとおり。

### 4 委託期間

契約締結の日から令和6年3月22日（金）まで

### 5 委託料上限額

金1,035,517,000円（ポイント等交付累計額並びに消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

ただし、委託料のうち、ポイント等交付額は786,000,000円以内（非課税）とし、実績に応じて支払うものとする。

### 6 事業者の公募及び選定

公募型プロポーザル方式で実施する。

受託を希望する事業者は、参加申込書、企画提案書等を提出期限までに提出すること。

提案内容を審査の上、最優秀提案事業者（評価結果が最上位の事業者）を委託契約候補者として選定する。

### 7 スケジュール

ア 募集開始	令和5年1月5日（木）
イ 質問受付期限	令和5年1月13日（金）17時
ウ 参加申込書受付期限	令和5年1月17日（火）17時

エ 質問回答	令和5年1月18日(水)
オ 企画提案書受付期限	令和5年1月23日(月) 17時
カ プレゼンテーション審査(予定)	令和5年1月26日(木)
キ 結果通知(予定)	令和5年1月27日(金)

## 8 参加資格

企画提案への参加を希望する者は、「(2) 参加申込書及び添付書類」に掲げる書類を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

### (1) 参加資格

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- エ 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成23年4月1日)」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成10年4月1日)」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと。
- オ 過去5年以内に本委託業務と同種又は類似の業務(自治体と連携したキャッシュレス決済ポイントの交付を行う事業等)の実績を有する者であること。
- カ 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

### (2) 参加申込書及び添付書類

次に掲げる参加申込書及び添付書類を、各1部提出すること。

- ア 参加申込書(様式1)
- イ 誓約書(様式2)
- ウ 同種・類似業務実績整理表(様式3)
- ※ 会社概要等のパンフレット類がある場合は、それを添付すること。

### (3) 参加申込書の受付期限

令和5年1月17日(火) 17時

提出は平日の9時から正午まで及び13時から17時までとする。

※ 平日とは、山梨県の休日を定める条例(平成元年3月27日条例第6号)に定める県の休日以外を指すものとし、以下同様とする。

受付期限までに参加申込書及び添付書類を提出しない場合は、企画提案書を提出することができない。

### (4) 提出先

後述の「16 問い合わせ・提出先」のとおり

### (5) 提出方法

持参又は郵便により行い、上記の期限までに必着のこと。

※ 郵送の場合は、到着確認のため後述の「16 問い合わせ・提出先」に電話で連絡すること。

## 9 質問

### (1) 質問方法及び送付先

質問票（様式4）に記載し、電子メールにて送信すること。

送付先のメールアドレスは後述の「16 問い合わせ・提出先」のとおり

### (2) 受付期限

令和5年1月13日（金）17時

### (3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、参加申込者すべてに対し電子メールにて行う。

## 10 説明会

説明会は開催しない。

## 11 企画提案書・見積書

企画提案書は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

### (1) 企画提案書（様式5）

ア A4判、縦型、横書き、左綴じ（A3折込可）、ページ数制限なし

イ 別表評価基準を参考に次の事項を含めて作成すること。なお、記載順序は任意とする。

#### (ア) 対象者へのポイント等交付関係

- ・ポイント等交付申請、審査の仕組み
- ・申請に対する審査体制及びシステムの内容及び維持管理方法
- ・不正防止措置
- ・交付することができるポイント等の種別

#### (イ) 周知活動

- ・参加店舗募集、登録方法及び参加店舗への事業説明方法
- ・県民向け周知、広報方法

#### (ウ) セキュリティ確保

- ・個人情報保護の取組
- ・システムのセキュリティ確保の取組

#### (エ) 業務実施体制

- ・受託者としての専門性及びノウハウ、実績
- ・人員配置（担当者のノウハウ、スキルを含む）、責任体制
- ・コールセンターの設置及び運営方法
- ・業務に関する全体スケジュール

#### (オ) 類似業務の業務実績

#### (カ) 見積額（業務に要する経費及びその内訳）

#### (キ) その他事業の目的を達するために有効な事項

※プレゼンテーションでは、提出した企画提案書に沿って説明を行うこと。当日の追加資料は認めない。但し、パワーポイントの使用は可能とする。

イ 日本語表記で12ポイント以上であること。

(2) **見積書**

様式は任意とし、税抜価格、消費税、積算内訳を記載すること。

見積額は「5 委託料上限額」の範囲内とすること。

(3) **提出部数**

ア) 企画提案書：正本1部・副本8部・PDFデータを格納したDVD1枚

イ) 見積書：正本1部

(4) **提出期限**

令和5年1月23日（月）17時

※ 受付は平日の9時～正午、13時～17時

(5) **提出先**

後述の「16 問い合わせ・提出先」のとおり

(6) **提出方法**

持参又は郵便により行い、上記の期限までに必着のこと。

※ 郵送の場合は、到着確認のため後述の「16 問い合わせ・提出先」に電話で連絡すること。

## 1.2 審査・結果通知

(1) **審査会**

提案内容について、「家庭用省エネ機器導入支援事業業務委託に係る企画提案審査会」を設置して審査する。

参加資格を満たさない事業者の企画提案書、及び提出書類の要件を満たさない事業者の企画提案書は無効となり、審査の対象とはならない。

(2) **評価基準**

別添「審査基準について」のとおり。

(3) **プレゼンテーションの日程等**

期 日：令和5年1月26日（木）予定

時 間：別途連絡

その他：

- ・プレゼンテーション審査はテレビ会議システム（Microsoft Teams）により行う。（詳細については別途連絡）
- ・プレゼンテーション15分以内、質疑応答5分程度。
- ・プレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外する。

(4) **審査結果通知**

審査結果は審査終了後、速やかに参加者あて通知し、受注者として決定した者の名称を山梨県環境・エネルギー部環境・エネルギー政策課のホームページで公表する。

なお、審査の経緯は公表しない。

また、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

### 1 3 契約

- ア) 第1位の候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。  
ただし、第1位の候補者と協議が整わない場合は、次点の者と協議する。
- イ) 仕様書は、企画提案の内容を踏まえ、変更する場合がある。
- ウ) 契約保証金は、免除する。

### 1 4 契約書

別添契約書（案）のとおり

### 1 5 その他

- ア) 企画提案に要する費用は参加者の負担とする。
- イ) 提出された書類等は返却しない。
- ウ) 企画提案書の提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。
- エ) 参加表明後に企画提案書類の提出を辞退する場合は、「辞退届出書」（様式6）を企画提案書類の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。
- オ) 企画提案書は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54条）に基づく公文書開示請求の対象となる。

### 1 6 問い合わせ・提出先

山梨県 環境・エネルギー部 環境・エネルギー政策課  
企画・地球温暖化対策担当 日向（ひなた）  
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館8階  
電話番号 055-223-1506 （直通）  
FAX番号 055-223-1636  
質問送付先 メール：kankyo-ene@pref.yamanashi.lg.jp

## 審査基準について

次の基準に従って審査員が、企画提案書等について評価の視点をもとに評価した点を合計したものを審査点（100点満点）とする。最終的に各審査員の審査点を合計して総合点（以下「総合点」という。）を算出し、最高得点を得た者から順位を付けるものとする。ただし、順位決定を行う際に、同位の提案書が複数ある場合は、審査員の多数決により順位を決定する。

なお、総合点が、配点の合計得点（100点）に審査員の人数を乗じた点数の6割を最低基準とし、最低基準を満たさない場合は選定しない。

### （1）評価基準

区分	評価項目	評価の視点	配点
業務に対する理解度・企画力・責任感	理解度	事業目的や業務内容等を十分に理解の上、企画提案が行われているか。	5
	企画提案力	企画提案において、事業の成果を高めるための創意工夫等が盛り込まれているか。	5
	責任感	責任をもって委託業務を遂行することができる事業者であることが見込まれるか。	5
ポイント等の交付に関すること	ポイント等の交付申請の仕組み	県民支援の観点を踏まえ、ポイント等交付申請の仕組みが簡便かつ確実性のあるものとなっているか。	5
	審査の仕組み	ポイント等交付申請に対し、必要な審査(対象店舗、対象製品であるか等)を適切に行うことができる体制及びシステムが構築されることが見込まれるか。	5
	不正防止の仕組み	不正なポイント交付申請を防止するための措置が適切に講じられているか。	5
	ポイント等の内容	交付するポイント等は汎用性の高いものとなっているか(ポイント等の種別、種類等)	5
	ポイント等申請のスケジュール	ポイント等交付の申請が、迅速かつ確実に開始されるスケジュールとなっているか。	5
事業に係る周知活動	参加店舗向けの周知活動	小売店等に対し、本事業の内容や参加条件等を分かりやすく明確に伝えるための周知の手法等が提案されているか。	5
	県民向けの周知活動	県民に対し、本事業の利用促進につながる効果的な周知の手法が提案されているか。	5
セキュリティ等	情報管理	本業務の実施に当たり取得した利用者及び店舗等に関する情報について適切に取り扱うことができるか。	5
	システムのセキュリティ確保	業務運営に係るシステムについて、不正アクセス防止等、セキュリティの確保が十分に行われると見込まれるか。	5
業務実施体制等	業務遂行能力	本業務の受託者として十分な専門的知識やノウハウ、企画力等を有し、業務を効果的・効率的に行うことができる能力を有しているか。	5
	業務体制	本業務の実施に当たり必要なノウハウやスキル等を有する担当者が適切に配置され、確実な業務遂行が可能な体制となっているか。	5
	コールセンターの運営体制	コールセンターの運営において、事業者や利用者からの問合せに対して的確かつ迅速に対応できる体制が確保されているか。	5
	業務の全体スケジュール	業務の全体にわたり、具体的かつ実現性の高いスケジュールが提案されているか。	5
価格	見積金額	配点×応募者中の最低価格/提案者の価格 ※小数点以下第1位で四捨五入	20
合計			100

## (2) 係数

評価	A	B	C	D	E
評価係数	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2
評価内容	特に優れている	優れている	平均的	劣っている	特に劣っている

評価点は、各配点に対して、評価内容に応じた係数を乗じて算出する。

各委員の評価結果を集計して、その合計点で評価する。